

姫路市Web口座振替受付サービス導入業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月

姫 路 市

1 募集の概要

(1) 業務名

姫路市Web口座振替受付サービス導入業務委託

(2) 業務の概要（目的）

本市の公金収納において、公金を納付する方法には、金融機関窓口での納付、口座振替、コンビニ納付など様々な方法がある。その中でも、口座振替は納め忘れがない確実な納付方法であるため、本市としても利用を促進したいと考えている。

しかしながら、口座振替を利用するためには、利用者が申し込みのために金融機関等の窓口まで出向く必要があり、申し込みから口座振替開始までに1か月以上の期間を要するなど、利用開始までの手続きが煩雑であることが、口座振替利用促進の妨げとなっており、課題とされている。

この課題を解消するとともに、収納事務の効率化の観点からも、時代に合わせて手続きのデジタル化を推進する必要があることから、スマートフォン等を利用してインターネットから口座振替手続きを行える仕組みを導入し、収納事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和8年（2026年）3月31日まで

※ 導入後のサービス利用に係る契約については、受託者と委託者との間で別途契約を締結する。

※ 次年度以降の業務継続については、業務内容を評価した上で決定することを予定している。

(4) 履行場所

日本国内

(5) 提案上限金額

4,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含めない）

※ 上記の金額にはサービス導入後のサービス月額利用料（消費税及び地方消費税相当額を含めない）の令和8年1月から3月までの3か月分を含む。

※ 上記の金額には3か月間の新規申し込み見込み数（10,000件）に対する従量料金（消費税及び地方消費税相当額を含めない）を含む。

※ サービス月額利用料は、月額100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含めない）を上限とする。また、サービス月額利用料とは別に発生する従量料金は、口座振替申込1件あたりの手数料として100円（消費税及び地方消費税相当額を含めない）を上限とする。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。
- ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 令和2年（2020年）4月1日以後に完了した、国又は地方公共団体が発注したWeb口座振替受付サービス導入業務（インターネットでの口座振替申込に必要な機能を準備し、申込みがあった際には金融機関が指定する「ネット口座振替受付GWサービス」に接続して、対象金融機関に口座情報を照会・登録を行い、その後、申込者へ結果をメール等で還元する仕組みの導入業務）の履行実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市デジタル戦略本部 デジタル戦略室 住民情報システム担当

(以下「デジタル戦略室」という。)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2165

FAX 079-221-2161

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年(2025年)7月4日から 令和7年(2025年)9月4日まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年(2025年)7月4日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年(2025年)7月18日
3	参加資格確認結果の通知	令和7年(2025年)7月22日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年(2025年)7月30日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年(2025年)8月4日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年(2025年)8月19日
7	契約候補者の特定	令和7年(2025年)8月25日
8	契約候補者の通知	令和7年(2025年)8月26日
9	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年(2025年)9月4日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 履歴事項全部証明書(令和7年4月4日以後に発行されたもの(写し可))

(ウ) 業務実績調書(様式第2号)

(エ) 姫路市税の納税証明書(一般競争入札参加用)(公告日以後に発行されたもの(写し可)、市税の納税義務がある場合に限る。)

(オ) 国税の納税証明書(税務署様式その3の3。)(公告日以後に発行されたもの(写し可))

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年(2025年)7月4日から 令和7年(2025年)7月18日まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031086.html)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

デジタル戦略室

カ 提出期間(参加表明受付期間)

令和7年(2025年)7月16日午前9時から同月18日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(受付期間最終日を除く。)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年(2025年)7月22日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年(2025年)7月30日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面(様式は任意)によりデジタル戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書(様式第3号)

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

jouhou-system@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年（2025年）7月30日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年（2025年）8月4日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

ア 要求水準に関する誓約書（様式第4号）

イ 姫路市Web口座振替受付サービス導入業務に係る提案書表紙（様式第5号）及び本文（以下「提案書」という。）

ウ 業務実績表（様式第6号）

エ 事業費（受託希望金額）（様式第7号）

(2) 提出部数

「姫路市Web口座振替受付サービス導入業務に係る提案書作成要領」（以下、「提案書作成要領」という。）に記載する提出部数のとおり。

なお、提案書には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

デジタル戦略室 住民情報システム担当

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年（2025年）8月7日午前9時から同月19日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

- ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。
- イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。
- ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準及び提案書作成要領に基づき作成すること。
- エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。
- オ 提出された提案資料は、一切返却しない。
- カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者ごとに総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、姫路市Web口座振替受付サービス導入業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。
- ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。
- エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点						
1 業務経歴								
1-1 企業の業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 国又は地方公共団体を契約相手方とする本業務の受託実績は十分か。なお、最大5件までを評価の対象とする。※ 実績1件当たりの評価点の算出方法 <table border="1"><tr><td>契約相手方の規模</td><td>評価点</td></tr><tr><td>契約相手方が国、都道府県、政令指定都市、中核市又は特別区の場合</td><td>14点</td></tr><tr><td>契約相手方が上記以外の場合</td><td>7点</td></tr></table>	契約相手方の規模	評価点	契約相手方が国、都道府県、政令指定都市、中核市又は特別区の場合	14点	契約相手方が上記以外の場合	7点	70点
契約相手方の規模	評価点							
契約相手方が国、都道府県、政令指定都市、中核市又は特別区の場合	14点							
契約相手方が上記以外の場合	7点							

2 提案内容		
2-1 業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に関する理解と知識が十分にあるか。 本業務の目的及び課題を正しく理解し、現実的な目標、ビジョンが設定されているか。 	35点
2-2 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準書を踏まえて、効果的な人員配置及び組織体制となっているか。 行政課題や本業務に関する専門的知識に精通する多様な人材が業務に携わっているか。 	35点
2-3 業務計画	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準書を踏まえて、実現可能で効果的なスケジュール設定となっているか。 	35点
2-4-1 申込者の利便性	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準書に示す「申込者の利便性」について、以下の観点で提案がされているか。 <ul style="list-style-type: none"> ア 各デジタルデバイス（パソコン、スマートフォン、タブレット端末等）に対する対応策 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 各デジタルデバイスに対応しているか (イ) 各デジタルデバイスに合わせて専用画面を用意するなどの工夫がされているか イ 申込者の入力の簡素化・誤入力の予防 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 申込者の負担軽減、また、誤入力を防ぐ工夫がされているか ウ 申込者が迷わない仕組み <ul style="list-style-type: none"> (ア) 入力画面構成を申込者が手順のどこまで進んだかが分かるようにするなど、申込者が迷わない工夫がされているか エ 申込受付サイトに関するサポート体制 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 申込受付サイトに関する申込者からの問い合わせに応じる体制が構築されているか 	210点
2-4-2 委託者の利便性	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準書に示す「委託者の利便性」について、以下の観点で提案がされているか。 <ul style="list-style-type: none"> ア 入力フォームの自由度 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 取扱対象科目ごとに作成可能か (イ) 本市ホームページより希望の取扱対象科目を選択し、科目ごとに入力項目の制御が可能か (ウ) 入力項目及び入力方法（選択式又は直接入力式）及び入力項目順序、還元項目、表示内容等については、業務内容に応じて柔軟に変更することは可能か 	140点

	<p>イ 口座振替等受付結果の確認方法 (ア) 委託者が行う口座振替等受付結果の確認について、担当所属、科目、受付日等の単位で一覧化されたものが提供可能か</p> <p>ウ 口座振替等受付結果の確認漏れを防ぐ仕組み (ア) 受付結果一覧の内容を件数表の科目別件数などから多角的に確認する仕組みなど、確認漏れを防ぐ工夫がされているか</p>	
<p>2-4-3 サービス保守</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書に示す「サービス保守」について、以下の観点で提案がされているか。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害（停電）、事故等により緊急対応が必要になった場合の対策 <ul style="list-style-type: none"> (ア) サーバ等重要な機器を堅牢なデータセンターに設置し、冗長化（二重化等）するなどの災害対策、障害発生時に早急なシステム復旧を可能とする構成か (イ) システム障害等によりサービス（口座振替登録結果の提供を含む）が利用できない事象が生じた場合、直ちに委託者に報告するとともに、復旧に向けた対応を行える体制が提案されているか (ウ) 障害復旧後、障害等の原因及び影響を調査し、再発防止策を講じるとともに、その結果を速やかに委託者に報告可能な体制が提案されているか イ 申込受付サイト更新時の柔軟性 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事後の運用を想定し、科目が増減した場合など、受付サイトの画面仕様等の変更が柔軟に対応可能か 	<p>35点</p>
<p>2-4-4 情報セキュリティ対策・安全性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書に示す「情報セキュリティ対策・安全性」について、以下の観点で提案がされているか。 <ul style="list-style-type: none"> ア 個人情報保護に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> (ア) サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得するなど個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じているとともに、取り扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めているか 	<p>70点</p>

	<p>イ 本業務に対するセキュリティ対策</p> <p>(ア) 金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（公益財団法人金融情報システムセンター）に則り、立ち入り制限するなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを24時間監視するなど強固なセキュリティ対策を施すといった運用が想定されているか</p> <p>ウ 法令遵守</p> <p>(ア) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、姫路市情報セキュリティポリシーを遵守することを前提とした提案とされているか</p>	
3 その他		
3-1 追加提案	<ul style="list-style-type: none"> 追加提案の内容は、本業務の成果を高めるものとなっているか。 	70点

委員ごとに、下表のとおり5段階評価で項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式第7号に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である100点を付与し、その他の提案者の評価点は、100点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$100点 \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の合計点と事業費（受託希望金額）に関する評価

点の合計により算出する（満点800点）。なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年（2025年）8月25日に行う。特定された契約候補者への連絡は、電話連絡又は電子メールにより通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、本市の指定する期日までに、本件業務の見積書をデジタル戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年（2025年）9月4日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者

- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第380号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずは無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。